

処分基準整理票

| | | |
|--|------------------------------------|---------------------|
| 処分名 | 一般廃棄物処理施設の許可取消し | |
| 根拠法令名 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号) | (条項) 第9条の2の2 第1項 |
| 基準法令名 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | (条項) 第9条の2の2 第1項 |
| 所管部署 | 環境部 産業廃棄物対策課 | |
| <p>【処分基準】 ・文書の名称【 】</p> <p>・掲載図書等【 】</p> <p>・内容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の2第1項に該当することを基準とする。なお、同項第2号に規定する「情状が特に重いとき」とは次に掲げる場合をいう。</p> | | |
| 違反行為は罰則を記載した条文をもって記載 | | 処分内容 |
| 無許可営業 | (第25条第1項第1号) | 許可取消し |
| 不正の手段による営業許可取得 | (同項第2号) | |
| 無許可事業範囲変更 | (同項第3号) | |
| 不正手段による事業範囲変更許可取得 | (同項第4号) | |
| 事業停止命令違反・措置命令違反 | (同項第5号) | |
| 委託基準違反 | (同項第6号) | |
| 名義貸しの禁止違反 | (同項第7号) | |
| 施設無許可設置 | (同項第8号) | |
| 不正手段による施設設置許可取得 | (同項第9号) | |
| 施設無許可変更 | (同項第10号) | |
| 不正手段による施設変更許可取得 | (同項第11号) | |
| 無確認輸出 | (同項第12号) | |
| 受託禁止違反 | (同項第13号) | |
| 不法投棄 | (同項第14号) | |
| 不法焼却 | (同項第15号) | |

| | | |
|------------------------|-----------|-------|
| 指定有害廃棄物の処理禁止違反 | (同項第16号) | 許可取消し |
| 無確認輸出・不法投棄・不法焼却未遂 | (第25条第2項) | |
| 委託基準違反、再委託禁止違反 | (第26条第1号) | |
| 施設改善命令・使用停止命令違反、改善命令違反 | (同条第2号) | |
| 施設無許可譲受け・無許可借受け | (同条第3号) | |
| 無許可輸入 | (同条第4号) | |
| 輸入許可条件違反 | (同条第5号) | |
| 不法投棄・不法焼却目的収集運搬 | (同条第6号) | |
| 無確認輸出予備 | (第27条) | |

【根拠法令・基準法令】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(許可の取消し)

第九条の二の二 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該一般廃棄物処理施設に係る第八条第一項の許可を取り消さなければならない。

一 第八条第一項の許可を受けた者が第七条第五項第四号イからヌまでのいずれかに該当するに至ったとき。

二 前条第一項第三号に該当し情状が特に重いとき、又は同項の規定による処分に違反したとき。

三 不正の手段により第八条第一項の許可又は第九条第一項の変更の許可を受けたとき。

2 都道府県知事は、前条第一項第一号、第二号若しくは第四号のいずれかに該当するときは、又は特定一般廃棄物最終処分場の設置者が第八条の五第一項の規定による維持管理積立金の積立てをしていないときは、当該一般廃棄物処理施設に係る第八条第一項の許可を取り消すことができる。

3 第八条の二第六項の規定は、前二項の規定に基づき都道府県知事が行う処分について準用する。

【参考法令】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第七条第五項第四号イからヌまで

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ この法律、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を

目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の二第七項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 第七条の四第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項若しくは第十四条の三の二第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項（これらの規定を第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第七条の四第一項第三号又は第十四条の三の二第一項第三号（第十四条の六において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消の処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第八条の五第六項及び第十四条第五項第二号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消の日から五年を経過しないものを含む。）

ホ 第七条の四若しくは第十四条の三の二（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第三項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ヘ ホに規定する期間内に次条第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

チ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからトまでのいずれかに該当するもの

リ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

(一般廃棄物処理施設の許可)

第八条 一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設で政令で定めるもの（以下単に「ごみ処理施設」という。）、し尿処理施設（浄化槽法第二条第一号 に規定する浄化槽を除く。以下同じ。）及び一般廃棄物の最終処分場で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者（第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために一般廃棄物処理施設を設置しようとする市町村を除く。）は、当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

(変更の許可等)

第九条 第八条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る同条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

第九条の二第一項第三号

第八条第一項の許可を受けた者が違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。